

第4期

中川町耐震改修促進計画

令和8年3月

中川町

目 次

第1章 計画の概要	1
1-1 計画の目的及び改定の背景	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	3
1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物、対象人口	3
第2章 中川町において想定される地震の規模及び被害の状況	7
2-1 「北海道耐震改修促進計画」における被害想定	7
2-2 想定地震による揺れ	10
2-3 想定地震による住宅・建築物被害及び人的被害	12
第3章 住宅・耐震化の現状と目標	14
3-1 住宅・耐震化の現状と目標	14
3-2 耐震化の目標設定	24
第4章 耐震化の取組方針	25
4-1 公共建築物	25
4-2 民間住宅・建築物	27
第5章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	29
5-1 耐震化に係る情報発信や提供・相談体制の充実	29
5-2 総合的な施策の推進	30

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的及び改定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等が原因で多くの尊い命が失われました。国は、この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大規模地震が頻発したことから平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が定められました。

このような中、本町では、北海道が平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定したことを受けて、平成21年3月に、当初の「中川町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。その後、平成28年3月、令和3年3月に見直し）を策定し、住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では想定を超える巨大な地震と津波により、建物に甚大な被害をもたらし、多くの人命が失われ、住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しました。これを受け、国は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を見直すとともに、平成25年11月に耐震改修促進法を再度改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物への耐震診断を義務づけるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。このような経緯のもと、北海道においては、平成28年5月と令和3年4月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われています。

また、近年、本町では、令和4年8月11日、宗谷地方北部を震源とする震度5強の地震が発生しました。幸いにも大きな被害はありませんでしたが、この地震は、日頃からの備えや安全対策の重要性を改めて認識するきっかけとなったと考えられます。

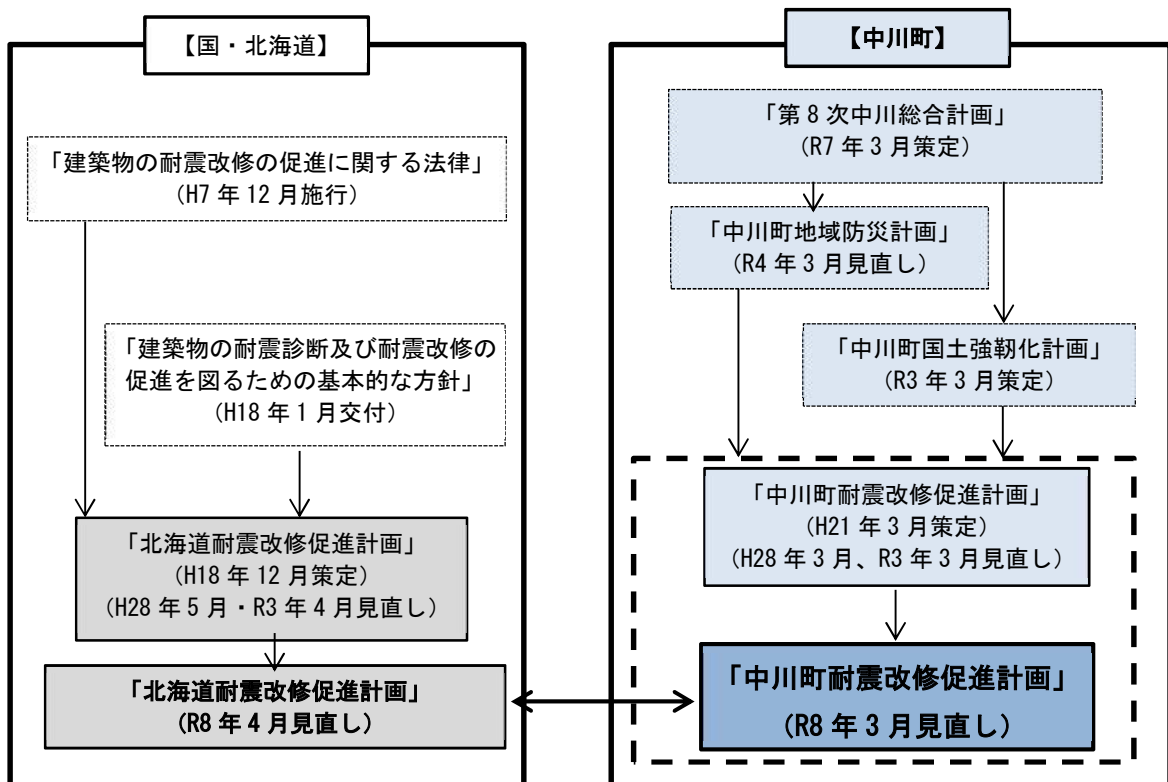
上記のような背景を踏まえ、町内の住宅・建築物の耐震化を促進することにより地域の防災性を高め、震災から生命や財産を守り町民が安心・安全な生活が営まれるようにすることを目的として、現行計画を基にし、新たな計画として「本計画」を策定することとします。

1-2 計画の位置づけ

市町村耐震改修促進計画は、「耐震改修促進法」第6条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

この位置づけにより、本計画は、耐震改修促進法のほか、国の指針や「北海道耐震改修促進計画」（以下、「道計画」という。）を踏まえるとともに、「中川町地域防災計画」（以下、「町地域防災計画」という。）、第8次中川町総合計画（以下、「総合計画」という。）等との整合を図り、本町における住宅をはじめとする建築物の耐震化を進めるものです。

図 本計画の位置づけ



1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、道計画にあわせて10年間（令和8年度から令和17年度）とします。ただし、道計画の動向・内容や関連制度の状況、また、中川町を取り巻く社会経済情勢、関連計画の見直し等に対応し、必要に応じ随時本計画の見直しを行うものとします。

1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物、対象人口

本計画は中川町の全域を対象とします。

対象とする建築物は、主として、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準が導入される前の昭和56年5月31日以前の基準で建てられた建築物とします。

中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、住宅及び以下に示す分類の耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物を、優先的に耐震化を図る必要のある建築物とし、耐震化に努めることとします。

なお、本計画の住宅・建築物のデータは令和7年1月1日現在のものを基本とし、この中には、国及び北海道が所有する住宅・建築物は含まないこととします。また、人口のデータは令和6年12月31日現在のものとします。

表 本計画の対象となる建築物

項目	棟数			備考
	合計	住家	非住家	
民間住宅・建築物	1,175	623	552	
町有住宅・建築物	182	127	55	
合計	1,357	750	607	

資料：中川町調べ

表 本計画の対象となる人口

項目	人数	備考
年齢 0～14歳	124	
年齢 15～64歳	631	
年齢 65歳以上	496	
合計	1,251	

資料：住民基本台帳人口（令和6年12月31日現在）

表 住家の内訳

項目	民間+町有								
	合計	S56年以前	S57年以降	民間住宅			町有住宅		
				合計	S56年以前	S57年以降	合計	S56年以前	S57年以降
戸建住宅	614	380	234	559	366	193	55	14	41
併用住宅	54	28	26	54	28	26	0	0	0
共同住宅	82	9	73	10	0	10	72	9	63
合計	750	417	333	623	394	229	127	23	104

資料：中川町調べ

表 非住家の内訳

項目	民間+町有		
	合計	S56年以前	S57年以降
民間	552	318	234
公共	55	20	35
合計	607	338	269

資料：中川町調べ

【参考：耐震改修促進法第 14 条関連（抜粋）】

<p>【耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物】</p> <p>次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの ・ 2 号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物 ・ 3 号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

【参考：耐震改修促進法第 14 条 第 1 号及び 2 号に規定する建築物】

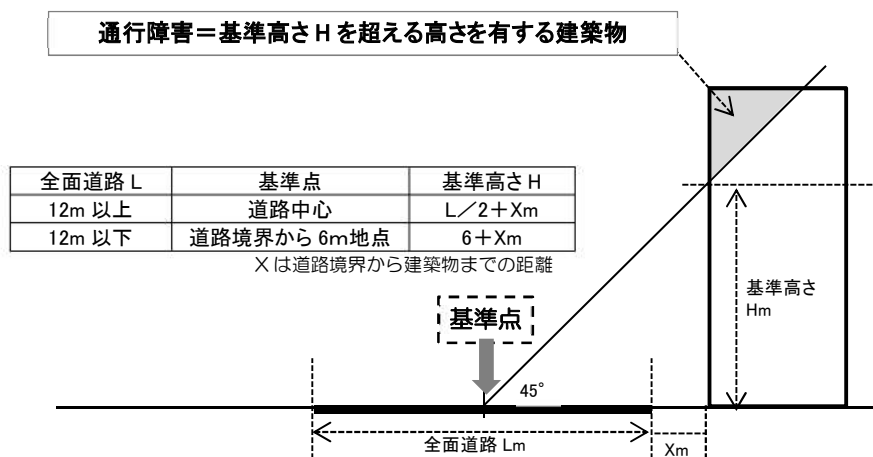
用 途		多数利用建築物の規模要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む。)	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所			
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物

【参考：耐震改修促進法第 14 条 第 2 号に規定する建築物の要件】

危険物の種類	危険物の数量	指示対象の規模要件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 k m 500 k m 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t	500 m ² 以上
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³	
④マッチ	300 マッチトン※	
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m ³	
⑥圧縮ガス	20 万 m ³	
⑦液化ガス	2,000 t	
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇薬 200 t	

※マッチトンは、マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)7,200 個、約 120 kg

【参考：耐震改修促進法第 14 条 第 3 号に規定する建築物】



※前面道路は道計画に記載された緊急輸送道路

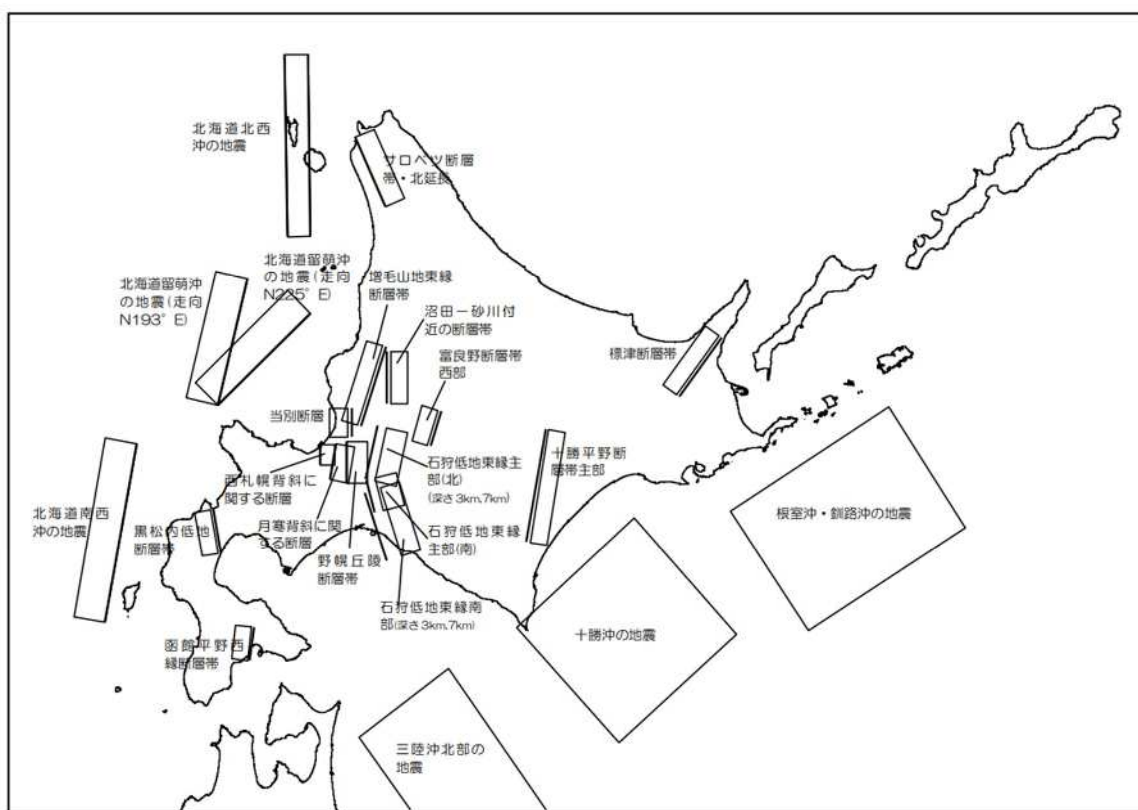
第2章 中川町において想定される地震の規模及び被害の状況

2-1 「北海道耐震改修促進計画」における被害想定

北海道においては、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定しています。

これらのモデルを対象に、平成 24 年度から地震動の被害想定調査を行っており、その結果については「平成 28 年度地震被害想定調査結果」においてとりまとめています。

図 被害想定の詳細計算のための対象地震（24 地震 54 断層モデル）



資料：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

2-1-1 中川町における被害層鄭の対象となる地震

「平成28年度地震被害想定調査結果」を基に、中川町においては上記のうち、一番大きな震度が予想されている「41. サロベツ断層帯（北延長モデル30.2）の地震」を想定地震として、以下に検討を行います。

表 被害想定の対象地震における中川町での震度

想定地震	地表における震度 (評価単位最大)
1. 標津断層帯（モデル 30_1）の地震	—
2. 標津断層帯（モデル 45_5）の地震	—
3. 十勝平野断層帯主部（モデル 30_3）の地震	4.6
4. 十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震	4.0
5. 十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震	4.6
6. 富良野断層帯西部（モデル 30_2）の地震	4.4
7. 富良野断層帯西部（モデル 30_5）の地震	4.1
8. 富良野断層帯西部（モデル 45_3）の地震	4.2
9. 増毛山地東縁断層帯（モデル 30_2）の地震	5.3
10. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_1）の地震	4.9
11. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_2）の地震	5.3
12. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_3）の地震	4.8
13. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_4）の地震	5.2
14. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震	4.5
15. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 30_3）の地震	4.9
16. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 30_4）の地震	4.6
17. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_1）の地震	4.8
18. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_2）の地震	4.4
19. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_3）の地震	4.9
20. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_4）の地震	4.6
21. 当別断層帯（モデル 30_2）の地震	4.1
22. 当別断層帯（モデル 30_5）の地震	4.1
23. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_1）の地震	4.5
24. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_5）の地震	4.6
25. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 45_1）の地震	4.5
26. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 30_2）の地震	4.1
27. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 45_2）の地震	4.1
28. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 45_3）の地震	4.6
29. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 45_5）の地震	4.6
30. 石狩低地東縁断層帯主部（南）（断層上端深さ 3km、モデル 45_2）の地震	3.7
31. 石狩低地東縁断層帯主部（南）（断層上端深さ 3km、モデル 45_5）の地震	4.0
32. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 7km、モデル 30_5）の地震	4.5
33. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_2）の地震	4.1
34. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_3）の地震	4.3
35. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_5）の地震	4.5
36. 黒松内低地断層帯（モデル 30_5）の地震	—
37. 黒松内低地断層帯（モデル 45_3）の地震	—
38. 黒松内低地断層帯（モデル 45_4）の地震	—
39. 函館平野西縁断層帯（モデル 45_2）の地震	—
40. 函館平野西縁断層帯（モデル 45_3）の地震	—

41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）の地震	6.5
42. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_3）の地震	6.3
43. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_5）の地震	5.9
44. 西札幌背斜に関連する断層の地震	3.7
45. 月寒背斜に関連する断層の地震	4.2
46. 野幌丘陵断層帯（モデル 45_1）の地震	4.4
47. 根室沖・釧路沖の地震	—
48. 十勝沖の地震	5.2
49. 三陸沖北部の地震	4.9
50. 北海道北西沖（モデル No. 2）の地震	5.9
51. 北海道北西沖（モデル No. 5）の地震	5.8
52. 北海道南西沖（モデル No. 2）の地震	4.6
53. 北海道留萌沖（走向 N193° E、モデル No. 1）の地震	5.1
54. 北海道留萌沖（走向 N225° E、モデル No. 2）の地震	5.6

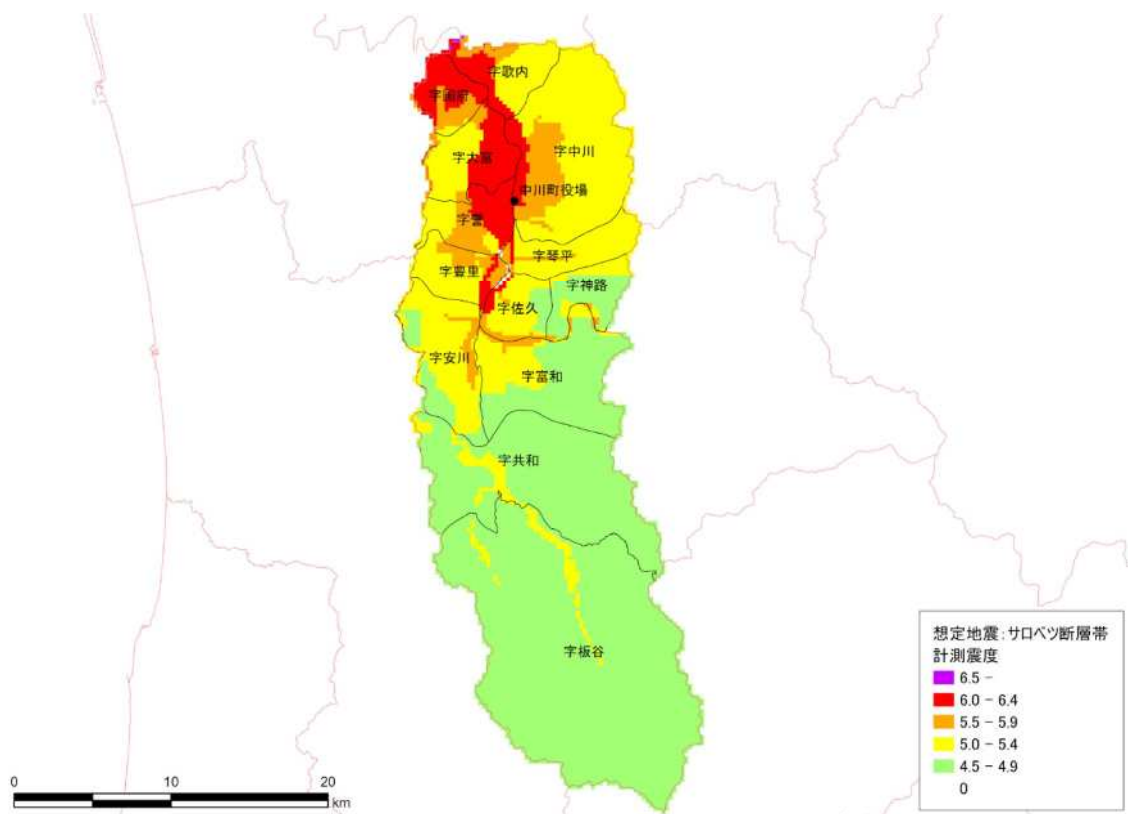
資料：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

2-2 想定地震による揺れ

2-2-1 250mメッシュの震度分布図

中川町において最も大きな震度が想定される「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）」による揺れに関して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」とする）の提供データを基に作成した、250mメッシュ分布図は以下のとおりです。

図 「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）」の地震による「250mメッシュの想定震度分布」

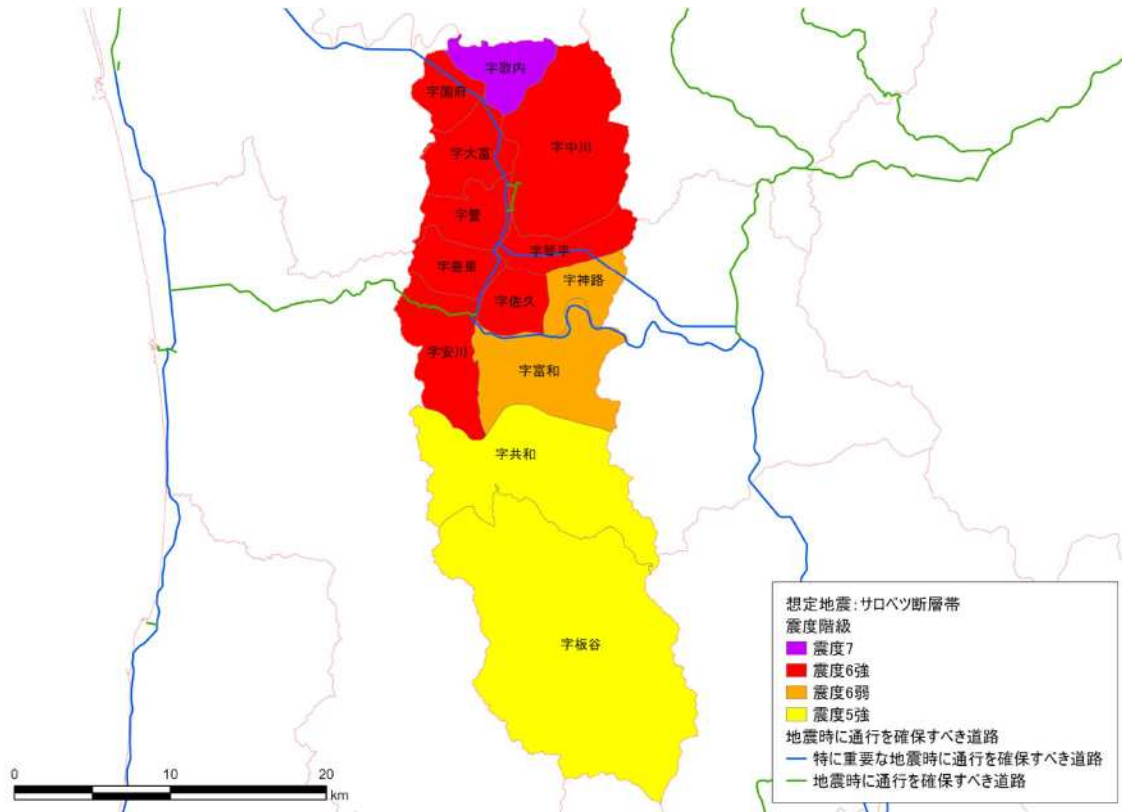


資料：北総研提供 250mメッシュデータ

2-2-2 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、各地区における最大の想定地震を抽出し表示したものです。

図 揺れやすさマップ



資料：250m メッシュデータを基に作成

【参考：計測震度と震度階級の関係】

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	—4.4	4.5—4.9	5.0—5.4	5.5—5.9	6.0—6.4	6.5—

資料：独立行政法人北海道立総合研究機構北方建築総合研究所「市町村揺れやすさマップ解説書」

2-3 想定地震による住宅・建築物被害及び人的被害

2-3-1 建築物の被害予測

(1) 想定地震による地区別の建物被害の試算

想定地震の震度と地域毎の建物構造別・建築年次別の値から、地区ごとの全壊する建物割合について、参考として試算した結果は以下の通りです。

図 【冬以外】想定地震による建物被害



図 【冬】想定地震による建物被害



資料：地区別の建物データを基に被害を試算

(2) 建築物の被害推計結果

北海道において、中川町で最も大きな震度が想定されている「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）の地震」に関して、以下のような建物被害の想定が行われています。

表 中川町における地震被害想定結果（北海道による被害想定）

被害想定項目	項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
揺れによる建物被害	全壊棟数	53 棟	21 棟	53 棟
	半壊棟数	151 棟	73 棟	151 棟
液状化による建物被害	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
急傾斜地崩壊による建物被害	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
計	全壊棟数	53 棟	21 棟	53 棟
	半壊棟数	152 棟	74 棟	152 棟

資料：北海道「全道の地震被害想定調査結果」（平成 30 年 2 月公表）

2-3-2 建築物の被害予測

上記と同様、北海道において、「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル30_2）」の地震による本町での揺れによる人的被害の想定が行われています。

表 中川町における人的被害推定結果（北海道による被害想定）

被害想定項目	項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	揺れによる重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	揺れによる軽傷者数	12 人	3 人	9 人
急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	軽傷者数	12 人	3 人	9 人
避難者数	避難所生活者数	306 人	266 人	306 人
	避難所外避難者数	165 人	143 人	165 人
	避難者数計	471 人	409 人	471 人

資料：北海道「全道の地震被害想定調査結果」（平成 30 年 2 月公表）

第3章 住宅・耐震化の現状と目標

3-1 住宅・耐震化の現状と目標

3-1-1 耐震化の現状

(1) 住宅の状況

① 町有住宅

町有住宅は合計127棟であり、昭和56年以前に建設された住宅は23棟、昭和57年以降に建設された住宅は104棟です。

昭和56年以前に建設された住宅のうち耐震性が確認されている住宅は12棟であることから、耐震性を有する住宅は全体で116棟であり、現状の耐震化率は91.3%となっています。

表 町有住宅における耐震化の状況

単位:棟

項目	戸建・共同・併用別				構造・年次別									耐震の状況			耐震性		耐震化率
	合計	戸建	共同	併用	合計	~S56						S57~	あり	なし					
						~S56	S57~	木造		非木造					耐震あり	耐震なし			
								計	~S56	S57~	計						~S56	S57~	
公営住宅	61	0	61	0	61	6	55	22	0	22	39	6	33	6	-	55	61	-	-
町職員住宅	40	37	3	0	40	6	34	32	3	29	8	3	5	3	3	34	37	3	-
教員住宅	17	13	4	0	17	5	12	13	5	8	4	0	4	2	3	12	14	3	-
多目的住宅	7	4	3	0	7	6	1	6	5	1	1	1	0	1	5	1	2	5	-
医療住宅	2	1	1	0	2	0	2	2	0	2	0	0	0	-	-	2	2	-	-
計	127	55	72	0	127	23	104	75	13	62	52	10	42	12	11	104	116	11	91.3%

※「耐震性なし」には、耐震性未確認も含む(以下同様)

資料：中川町調べ

表 昭和 56 年以前の町有住宅の耐震化の状況（内訳）

項目	名称等	棟番号	棟数	構造		建設年度	管理戸数	耐震診断		耐震改修		耐震性		備考
				木造	非木造			状況	診断年	状況	改修	あり	なし	
公営住宅	中央団地	19号棟	1		1	S56	3	済	H18	-	-	1	-	
		20号棟	1		1	S56	3	済	H18	-	-	1	-	
	ひばり団地	2号棟	1		1	S53	4	済	H18	-	-	1	-	
		4号棟	1		1	S53	4	済	H18	-	-	1	-	
		5号棟	1		1	S54	4	済	H18	-	-	1	-	
		7号棟	1		1	S54	2	済	H18	-	-	1	-	
	計		6	0	6	-	20	-	-	-	-	6	0	
町職員住宅	5区-4	-	1	1		S53	1	済	H21	-	-	1	-	
	5区-5	-	1	1		S53	1	済	H21	-	-	1	-	
	5区-6	-	1	1		S53	1	済	H21	-	-	1	-	
	牧場住宅1	-	1		1	S53	1	-	-	-	-	-	1	除却予定
	牧場住宅2	-	1		1	S53	1	-	-	-	-	-	1	除却予定
	牧場住宅3	-	1		1	S53	1	-	-	-	-	-	1	除却予定
計		6	3	3	-	6	-	-	-	-	3	3		
教員住宅	佐久-1	-	1	1		S55	1	済	H21	-	-	1	-	
	佐久-2	-	1	1		S56	1	済	H21	-	-	1	-	
	安川-1	-	1	1		S46	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
	安川-5	-	1	1		S50	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
	安川-6	-	1	1		S50	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
計		5	5	0	-	5	-	-	-	-	2	3		
多目的住宅	安川-7	-	1	1		S46	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
	安川-8	-	1	1		S52	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
	安川-9	-	1	1		S52	1	-	-	-	-	-	1	耐震診断予定
	中川-15	-	1		1	S52	1	-	-	-	-	-	1	
	中川-17	-	1	1		S54	1	-	-	-	-	-	1	
	中川-18	-	1	1		S56	1	-	-	-	-	1	-	
計		6	5	1	-	6	-	-	-	-	1	5	-	
医療住宅		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		23	13	10	-	37	-	-	-	-	12	11	-	

資料：中川町調べ

② 民間住宅

本町の民間住宅は623棟です。昭和56年以前に建設された住宅は394棟、昭和57年以降に建設された住宅は229棟であり、昭和57年以降に建設された住宅は全体の36.8%となっています。

表 民間住宅における年次別・構造別の現状

項目	合計	建設年次別		構造別						S57以降の割合	備考
		～S56	S57～	木造			非木造				
				計	～S56	S57～	計	～S56	S57～		
専用住宅	559	366	193	544	352	192	15	14	1	34.5%	
併用住宅	54	28	26	54	28	26	0	0	0	48.1%	
共同住宅	10	0	10	9	0	9	1	0	1	100.0%	
計	623	394	229	607	380	227	16	14	2	36.8%	

資料：中川町調べ

なお、道計画における道内の耐震化の状況（R7年度）によると、昭和56年以前に建設された住宅においても一定の耐震を有するものと考えられます。これを踏まえると、中川町の民間住宅における耐震化率は以下の表に示すように68.4%となります。

※S56以前の戸建住宅の耐震化率：50%、共同住宅の耐震化率：66%

表 民間住宅における耐震化の現状

項目	合計	～S56				S57～	耐震性あり			耐震性なし	耐震化率	備考
		計	耐震性あり	耐震性なし	計		～S56	S57～				
専用住宅	559	366	183	183	193	376	183	193	183	67.3%		
併用住宅	54	28	14	14	26	40	14	26	14	74.1%		
共同住宅	10	0	0	0	10	10	0	10	0	100.0%		
計	623	394	197	197	229	426	197	229	197	68.4%		

資料：中川町調べ

(2) 特定既存耐震不適格建築物の状況

耐震改修促進法の第14条に該当する「特定既存耐震不適格建築物」は、次に掲げる既存耐震不適格建築物が該当します。

【耐震改修促進法第14条に規定する特定既存不適格建築物】

- ・1号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・2号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・3号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

① 1号に該当する建築物

1号に該当する建築物は、公共建築物が5棟あり、昭和56年以前に建設された建築物は2棟（耐震性あり）、昭和57年以降に建設された建築物は3棟となっています。

したがって、全てが耐震性を有しており耐震化率は100.0%となっています。なお、民間建築物に該当建築物はありません。

表 「1号建築物」における耐震化の状況

単位：棟

種類	合計	建設年次		耐震性の状況		耐震化率	備考
		～S56	S57～	耐震性あり	耐震性なし		
1.学校	2	2		2	-	100.0%	中央小、中川中
2.体育館	1	-	1	1	-	100.0%	トレーニングセンター
3.ホテル	1	-	1	1	-	100.0%	ポンピラアクアリズイング
4.水泳場	0	-	-	-	-	-	
5.診療所	0	-	-	-	-	-	
6.庁舎	0	-	-	-	-	-	
7.保健・福祉施設	0	-	-	-	-	-	
8.会館・集会所	1	-	1	1	-	100.0%	生涯学習センター
9.事務所	0	-	-	-	-	-	
10.作業所	0	-	-	-	-	-	
11.博物館	0	-	-	-	-	-	
12.店舗	0	-	-	-	-	-	
13.用途未定	0	-	-	-	-	-	
14.浄水場	0	-	-	-	-	-	
15.下水処理場	0	-	-	-	-	-	
16.その他	0	-	-	-	-	-	
合計	5	2	3	5	0	100.0%	

資料：中川町調べ

② 2号に該当する建築物

全てが民間建築物で合計3棟あり、全てが昭和57年以降に建設された建築物となっています。したがって、全てが耐震性を有しており耐震化率は100.0%となっています。

表 「2号建築物」における耐震化の状況

単位:棟

種類	合計	建設年次		耐震性の状況		耐震化率	備考
		-S56	S57-	耐震性あり	耐震性なし		
ガソリンスタンド	3	-	3	3	-	100.0%	
合計	3	0	3	3	0	100.0%	

資料：中川町調べ

③ 3号に該当する建築物

道計画では、地震発生の直後から災害拠点間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号による「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

なお、中川町においては、3号にあたる建築物はみられません。

図 緊急輸送道路の状況（令和2年度）



資料：北海道緊急輸送道路ネットワーク計画図

(3) 住宅以外の公共建築物の状況

① 公共建築物の全体について

住宅以外の公共建築物は合計で55棟であり、昭和56年以前の建築物が20棟、昭和57年以降の建築物が35棟となっています。

昭和56年以前のうち13棟が耐震性を有していることから、耐震性のある建物は48棟であり、耐震化率は87.3%となっています。

表 住宅以外の公共建築物における耐震化の状況

単位：棟

種類	合計	～S56			S57～	耐震性		耐震率	備考
		耐震性あり	耐震性なし	あり		なし			
1.学校	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	
2.体育館	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
3.ホテル	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
4.水泳場	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
5.診療所	2	0	0	0	2	2	0	100.0%	
6.庁舎	3	1	1	0	2	3	0	100.0%	
7.保健・福祉施設	4	1	1	0	3	4	0	100.0%	
8.会館・集会所	19	11	8	3	8	16	3	84.2%	旧佐久保育所：売却予定
9.事務所	1	1	0	1	0	0	1	0.0%	
10.作業所	3	0	0	0	3	3	0	100.0%	
11.博物館	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	
12.店舗	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
13.用途未定	1	1	0	1	0	0	1	0.0%	佐久小学校：売却予定
14.浄水場	6	0	0	0	6	6	0	100.0%	
15.下水処理場	2	0	0	0	2	2	0	100.0%	
16.その他	7	2	0	2	5	5	2	71.4%	
合計	55	20	13	7	35	48	7	87.3%	

資料：中川町調べ

表 住宅以外の公共建築物における耐震化の状況（内訳）

単位：棟

種類	施設名	合計	構造	建設年度					耐震化			備考	
				S47～49	～S56		S57～	あり	なし	耐震化率	摘要		
					耐震あり	耐震なし							
1.学校	中央小学校	1	RC造	S47～49	1	1	-	-	1	-	-	H21耐震改修済・耐震性あり	
	中川中学校	1	RC造	S50～51	1	1	-	-	1	-	-	H21耐震改修済・耐震性あり	
	小計	2			2	2	0	0	2	0	100.0%		
2.体育館	農業者トレーニングセンター	1	RC造	S58	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	1			0	0	0	1	1	0	100.0%		
3.ホテル	ポンピラアクアリビング	1	RC造	H4～5	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	1			0	0	0	1	1	0	100.0%		
4.水泳場	中川町民プール	1	S造	H6	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	1			0	0	0	1	1	0	100.0%		
5.診療所	中川診療所	1	RC造	H18	-	-	-	1	1	-	-		
	中川歯科診療所	1	W造	H22	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	2			0	0	0	2	2	0	100.0%		
6.庁舎	中川消防庁舎	1	RC造	H25	-	-	-	1	1	-	-		
	佐久消防団格納庫(佐久分遣所)	1	RC造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	役場庁舎	1	RC造	S61	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	3			1	1	0	2	3	0	100.0%		
7.保健・福祉施設	中川町保健センター	1	RC造	S60	-	-	-	1	1	-	-		
	特別養護老人ホーム一心苑	1	RC造	S55	1	1	-	-	1	-	-	耐震診断済・耐震性あり	
	総合保健福祉センターめぐもり	1	RC造	H12	-	-	-	1	1	-	-		
	グループホームひだまり	1	W造	H26	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	4			1	1	0	3	4	0	100.0%		
8.会館・集会所	ふるさと伝承館	1	W造	H2	-	-	-	1	1	-	-		
	安川三集会センター	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	共和集会センター	1	W造	S54	1	1	-	-	1	-	-	耐震診断済・耐震性あり	
	国府農管施設	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	歌内農管施設	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	大富一農管施設	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	大富三農管施設	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	豊里農管施設	1	W造	S56	1	1	-	-	1	-	-	新耐震	
	1区会館	1	RC造	S59	-	-	-	1	1	-	-		
	2区会館	1	CB造	S58	-	-	-	1	1	-	-		
	4区会館	1	CB造	S57	-	-	-	1	1	-	-		
	5区会館	1	W造	H14	-	-	-	1	1	-	-		
	寿の家	1	W造	S63	-	-	-	1	1	-	-		
	旧佐久保育所	1	CB造	S51	1	-	1	-	-	1	-		売却予定
	幼児センター	1	W造	H29	-	-	-	1	1	-	-		
	旧児童センター	1	CB造	S49	1	-	1	-	-	1	-		
	佐久地区公民館	1	RC造	S51	1	1	-	-	1	-	-	H27耐震改修済・耐震性あり	
	生涯学習センター(旧中川商業高校)	1	RC造	S63	-	-	-	1	1	-	-		
	交流プラザ(旧天塩中川駅舎)	1	W造	S28	1	-	1	-	-	1	-		
小計	19			11	8	3	8	16	3	84.2%			
9.事務所	農業振興センター(旧牧場事務所)	1	CB造	S53	1	-	1	-	-	1	-		
	小計	1			1	0	1	0	0	1	0.0%		
10.作業所	ナポートパークカヌー工房	1	W造	H6	-	-	-	1	1	-	-		
	地場産品加工センター	1	CB造	S60	-	-	-	1	1	-	-		
	地場産業研修センター	1	W造	S62	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	3			0	0	0	3	3	0	100.0%		
11.博物館	エコミュージアムセンター(旧佐久中学校)	1	RC造	S53	1	1	-	-	1	-	-	H13耐震改修済・耐震性あり	
	小計	1			1	1	0	0	1	0	100.0%		
12.店舗	道の駅ながかわ	1	S造	H14	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	1			0	0	0	1	1	0	100.0%		
13.用途未定	佐久小学校	1	RC造	S54	1	-	1	-	-	1	-		売却予定
	小計	1			1	0	1	0	0	1	0.0%		
14.浄水場	中川浄水場	1	RC造	H7	-	-	-	1	1	-	-		
	佐久浄水場	1	RC造	R1	-	-	-	1	1	-	-		R1建替済
	国府中央浄水場	1	RC造	H16	-	-	-	1	1	-	-		
	安平志内浄水場	1	RC造	H5	-	-	-	1	1	-	-		
	中川導水ポンプ場	1	RC造	H22	-	-	-	1	1	-	-		
	国府送水ポンプ場	1	RC造	H18	-	-	-	1	1	-	-		
小計	6			0	0	0	6	6	0	100.0%			
15.下水処理場	中川浄化センター	1	RC造	H9	-	-	-	1	1	-	-		
	佐久浄化センター	1	RC造	H18	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	2			0	0	0	2	2	0	100.0%		
16.その他	移動通信局舎	1	RC造	H6	-	-	-	1	1	-	-		
	中川IPボックス	1	S造	H22	-	-	-	1	1	-	-		
	佐久IPボックス	1	S造	H22	-	-	-	1	1	-	-		
	中川葬斎場	1	S造	S52	1	-	1	-	-	1	-		
	除雪車庫	1	S造	S54	1	-	1	-	-	1	-		
	自給飼料調製庫	1	S造	H25	-	-	-	1	1	-	-		
	町営球場	1	RC造	S58	-	-	-	1	1	-	-		
	小計	7			2	0	2	5	5	2	71.4%		
合計	55	-	-	20	13	7	35	48	7	87.3%	-	-	

資料：中川町調べ

② ライフライン施設における耐震化の現状

公共建築物におけるライフライン施設は6棟であり、全てが耐震性を有しており耐震化率は100.0%となっています。

表 ライフライン施設（公共建築物）の耐震化の状況

単位:棟

種類	合計	建設年度		耐震性			備考
		～S56	S57～	あり	なし	耐震化率	
14.浄水場	4	-	4	4	-	-	
15.下水処理場	2	-	2	2	-	-	
合計	6	0	6	6	0	100.0%	

※ポンプ場は除く

資料：中川町調べ

表 ライフライン施設（公共建築物）の耐震化の状況（内訳）

単位:棟

種類	施設名	合計	構造	建設年度	耐震性			備考		
					～S56	S57～	あり		なし	耐震化率
14.浄水場	中川浄水場	1	RC造	H7	-	1	1	-	-	
	佐久浄水場	1	RC造	R1	-	1	1	-	-	R1建替済
	国府中央浄水場	1	RC造	H16	-	1	1	-	-	
	安平志内浄水場	1	RC造	H5	-	1	1	-	-	
	小計	4	-	-	0	4	4	0	100.0%	
15.下水処理場	中川浄化センター	1	RC造	H9	-	1	1	-	-	
	佐久浄化センター	1	RC造	H18	-	1	1	-	-	
	小計	2	-	-	0	2	2	0	100.0%	
	合計	6	-	-	0	6	6	0	100.0%	

※ポンプ場は除く

資料：中川町調べ

③ 避難施設における耐震化の現状

避難施設は全て町有施設であり、合計で11棟あります。

うち、昭和56年以前の建築物が5棟ありますが、何れも耐震性を有していることから、耐震化率は100.0%となっています。

表 避難施設の耐震化の状況

単位:棟

種類	合計	建設年次		耐震性			備考
		～S56	S57～	あり	なし	耐震化率	
1.学校	1	1	-	1	-	-	
3.ホテル	1	-	1	1	-	-	
7.保健・福祉施設	1	-	1	1	-	-	
8.会館・集会所	6	3	3	6	-	-	
11.博物館	1	1	-	1	-	-	
12.店舗	1	-	1	1	-	-	
合計	11	5	6	11	0	100.0%	

資料：中川町調べ

表 避難施設の耐震化の状況（内訳）

単位:棟

種類	施設名	合計	構造	建設年度		耐震性				備考	
				～S56	S57～	あり	なし	耐震化率	摘要		
1.学校	中央小学校	1	RC造	S47 ～49	1	-	1	-	-	H21耐震改修済・耐震性あり	
3.ホテル	ポンピラアクアリゾート	1	RC造	H4～5	-	1	1	-	-		
7.保健・福祉施設	総合保健福祉センターぬくもり	1	RC造	H12	-	1	1	-	-		
8.会館・集会所	ふるさと伝承館	1	W造	H2	-	1	1	-	-		
	共和集会センター	1	W造	S54	1	-	1	-	-	耐震診断済・耐震性あり	
	国府農管施設	1	W造	S56	1	-	1	-	-	新耐震	
	大富一農管施設	1	W造	S56	1	-	1	-	-	新耐震	
	寿の家	1	W造	S63	-	1	1	-	-		
	生涯学習センター(旧中川商業高校)	1	RC造	S63	-	1	1	-	-		
11.博物館	エコミュージアムセンター(旧佐久中学校)	1	RC造	S53	1	-	1	-	-	H13耐震改修済・耐震性あり	
12.店舗	道の駅ながかわ	1	S造	H14	-	1	1	-	-		
合計		11	-	-	5	6	11	0	100.0%	-	

資料：中川町調べ

(4) 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等に関する状況

建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に耐震診断義務付けの対象とする、耐震改修促進法施行令等の改正が平成31年1月1日から施行されました。

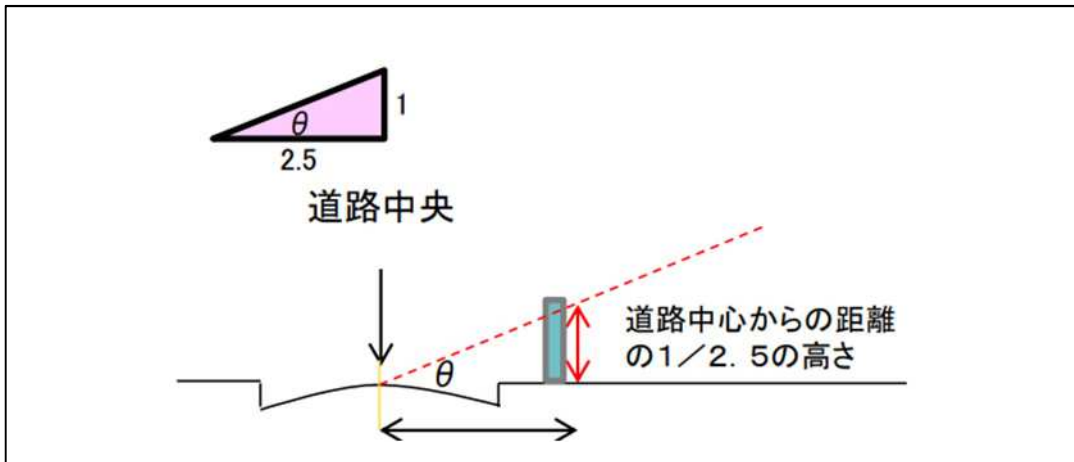
中川町においては、対象となるブロック塀の立地はみられません。

【参考：対象となる塀】

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）
（前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【地形、その他条件によりこの距離が不適當な場合、0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】）
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀
（小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【地形、その他条件によりこの長さが不適當な場合、8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの）

資料：国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について（平成31年1月16日）」

【参考：耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ】



資料：国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について（平成31年1月16日）」

3-2 耐震化の目標設定

道計画において、住宅・建築物の耐震化率の目標は次のようにされています。

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| ■令和12年度 | 住宅：95%
多数利用建築物：おおむね解消
耐震診断義務付け対象建築物のうち、
要緊急安全確認大規模建築物：おおむね解消 |
| ■令和17年度 | 住宅：おおむね解消 |

本計画では、これを受け、耐震化の目標を次のように定めます。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ■令和12年度 | 住宅：95%
多数利用建築物：おおむね解消（解消済み） |
| ■令和17年度 | 住宅：おおむね解消 |

第4章 耐震化の取組方針

4-1 公共建築物

4-1-1 住宅

前述のように、町有住宅は合計127棟であり、このうち耐震性のある住宅は116棟と
なっていることから、現在の耐震化率は91.3%となっています。

今後とも、老朽化住宅の用途廃止などの対策を講じながら、耐震化率の向上に取り
組んでいきます。

表 町有住宅の将来の予定

	現在の棟数・耐震化率				計画期間内に除却予定							R12の棟数・耐震化率				R17の棟数・耐震化率								
	合計	耐震性		耐震化率	名称	号棟	合計	耐震性		R12 までに 除却 予定	R17 までに 除却 予定	合計	耐震性		耐震化率	合計	耐震性		耐震化率					
		あり	なし					あり	なし				あり	なし			あり	なし						
公営住宅等	61	61	-	100.0%	中央 団地	19	1	1																
						20	1	1																
					ひばり 団地	2	1	1			1													
						4	1	1							1									
						5	1	1																
						7	1	1																
						8	1	1																
						9	1	1																
						10	1	1																
						11	1	1																
						12	1	1							1									
						13	1	1							1									
					14	1	1																	
					佐久第2 団地	4	1	1																
						5	1	1																
町職員住宅	40	37	3	92.5%	牧場 住宅	1	1		1															
						2	1		1															
						3	1		1															
教員住宅	17	14	3	82.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
多目的住宅	7	2	5	28.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
医療住宅	2	2	-	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計	127	116	11	91.3%	-	-	18	15	3			3	15											
公営住宅等	58	58	-	100%	中央 団地	19	1	1																
						20	1	1																
						2	1	1			1													
						4	1	1																
						5	1	1																
						7	1	1																
						8	1	1																
ひばり 団地	9	1	1																					
	10	1	1																					
	11	1	1																					
	12	1	1							1														
	13	1	1							1														
	14	1	1																					
	佐久第2 団地	4	1	1																				
		5	1	1																				
	町職員住宅	40	37	3	93%	牧場 住宅	1	1		1														
							2	1		1														
3							1		1															
教員住宅	17	14	3	82%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
多目的住宅	7	2	5	29%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
医療住宅	2	2	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
合計	124	113	11	91%	-	-	18	15	3			3	15											

※公営住宅等：「中川町公営住宅等長寿命化計画（R7.3）」における整備プログラムに基づき除却を計上

※町職員住宅：除却予定の「牧場住宅1.2.3」の3棟をR17までに除却と想定し計上

資料：中川町調べ

4-1-2 住宅以外の公共建築物

前述のように、住宅以外の公共建築物は合計55棟であり、このうち耐震性のある建築物は48棟となっていることから、耐震化率は87.3%となっています。

耐震性が確認されていない建築物については、それぞれの施設の役割や利用状況などを勘案して売却や用途廃止をはじめとした方向性を検討し、公共建築物全体の耐震化率の向上に取り組んでいきます。

表 住宅以外の公共建築物における耐震化の状況（再掲）

単位：棟

種類	合計	～S56			S57～	耐震性		耐震率	備考
		耐震性あり	耐震性なし	あり		なし			
1.学校	2	2	2	0	0	2	0	100.0%	
2.体育館	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
3.ホテル	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
4.水泳場	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
5.診療所	2	0	0	0	2	2	0	100.0%	
6.庁舎	3	1	1	0	2	3	0	100.0%	
7.保健・福祉施設	4	1	1	0	3	4	0	100.0%	
8.会館・集会所	19	11	8	3	8	16	3	84.2%	旧佐久保育所：売却予定
9.事務所	1	1	0	1	0	0	1	0.0%	
10.作業所	3	0	0	0	3	3	0	100.0%	
11.博物館	1	1	1	0	0	1	0	100.0%	
12.店舗	1	0	0	0	1	1	0	100.0%	
13.用途未定	1	1	0	1	0	0	1	0.0%	佐久小学校：売却予定
14.浄水場	6	0	0	0	6	6	0	100.0%	
15.下水処理場	2	0	0	0	2	2	0	100.0%	
16.その他	7	2	0	2	5	5	2	71.4%	
合計	55	20	13	7	35	48	7	87.3%	

資料：中川町調べ

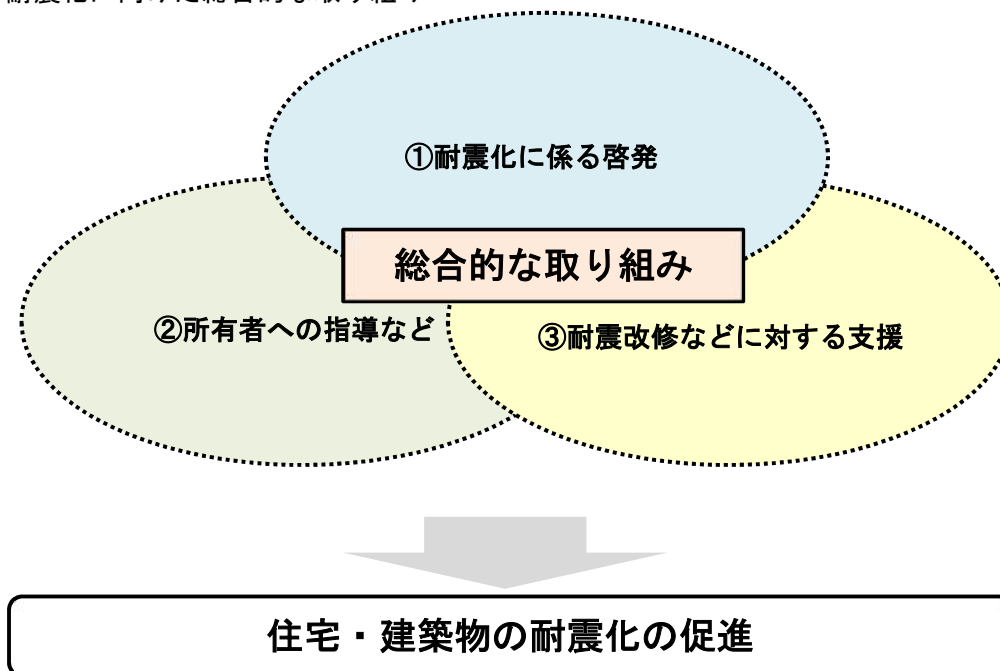
4-2 民間住宅・建築物

4-2-1 民間住宅・建築物の耐震化の基本方針

民間住宅・建築物の耐震化を図るため、以下に示す3点から総合的に取り組むものとします。

- ①耐震化に係わる啓発
- ②所有者への指導など
- ③耐震改修などに対する支援

図 耐震化に向けた総合的な取り組み



住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自ら安全につながるとともに、都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組むことが重要です。

一方、住宅・建築物は、地域社会を構成する住民の生活基盤、企業などにおいては経済活動の基盤であり、その耐震性を向上することは災害に強いまちづくりを行う上で不可欠といえます。

このような観点を踏まえ、「中川町住み続けられるまちづくり応援条例補助金」を活用した老朽化住宅の除却による耐震化率の向上をはじめ、総合的な視点を持ちながら耐震化に向けた各種施策の展開を図っていきます。

4-2-2 民間住宅の耐震化に関する試算

住宅・土地統計調査より、北海道の昭和56年以前に建設された持ち家における近年5か年の住宅数の推移をみると、残存率は約93%となっています。

表 S56年以前の住宅数の推移と残存率

単位：戸

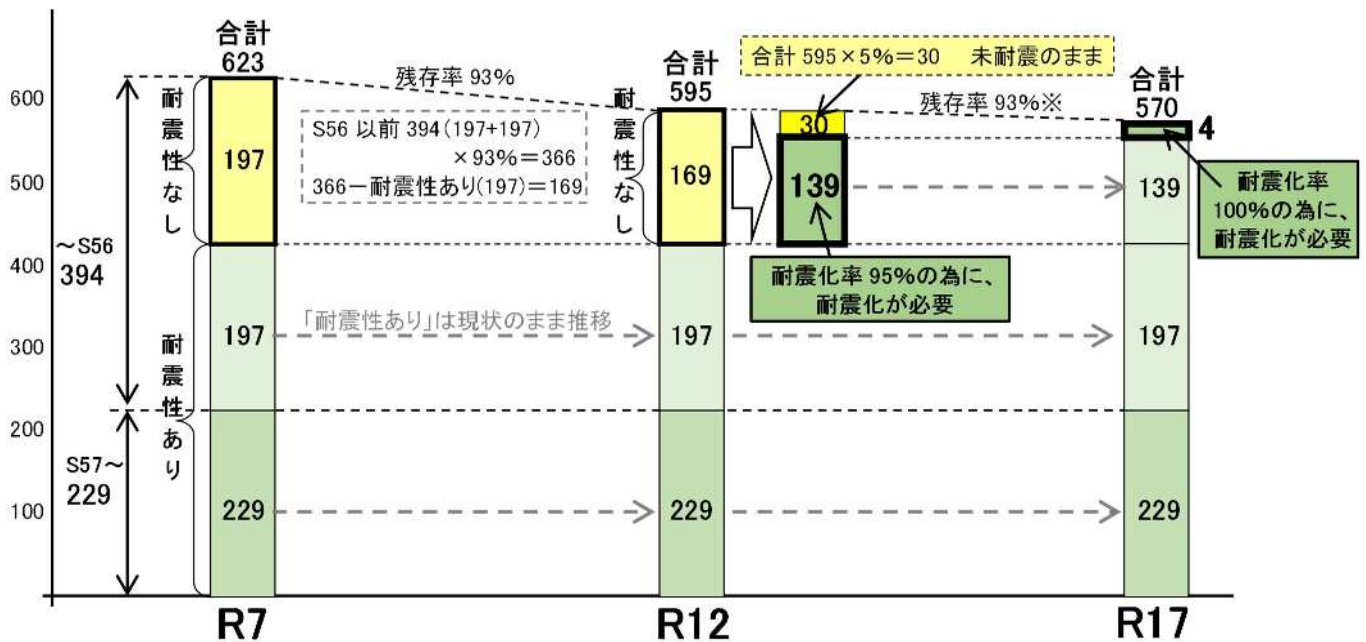
住宅の建築の時期	調査年次		残存率
	H30年調査	R5年調査	
1970(S45)年以前	96,200	76,700	-
1971-1980(S46-55)年	244,200	237,300	-
1981(S56)年	29,570	28,400	-
合計	369,970	342,400	93%

※1981年は、1981-1990年の10分の1を計上

資料：住宅・土地統計調査

中川町においても同様の傾向とすると、民間住宅においてR12およびR17年時点で耐震化が必要な棟数は以下のように想定されます。

図 民間住宅の耐震化に関する試算



※R12~17の残存住棟：S56以前 366(197+169) × 残存率 93% = 340 340-耐震性あり(197+139) = 4

第5章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

5-1 耐震化に係る情報発信や提供・相談体制の充実

5-1-1 耐震化に係る情報発信・提供、意識の普及啓発等の推進

(1) 多様な媒体を活用した総合的な情報発信・提供

近年、各所で地震のみならず様々な自然災害が頻発しており、災害に対する意識が高まりを見せている状況といえます。

このような中、中川町における地震に強い住宅・地域づくりに向けて、様々な機会を活用しながら、町のホームページや「広報なかがわ」、また、パンフレット等の多様な媒体による多面的かつ広範な情報発信・提供を行っていきます。

(2) 既存の支援制度の積極的な活用

戸建木造住宅における耐震化に向け、北海道が実施している「戸建て木造住宅の耐震診断」とともに、中川町が独自に実施している「木造住宅の無料耐震診断」の活用に向けた情報提供・発信を行っていきます。

平成7年4月から中川町が実施している「中川町住み続けられるまちづくり応援条例補助金」を活用した老朽化住宅の除却等を進め、耐震化率の向上を図っていきます。

また、これらの運用を進める中で、地域ニーズ等の把握を通し、今後の新たな支援の可能性についても検討していくとともに、住宅のリフォーム実施にあわせた耐震化の実施に関する助言など、さらなる耐震化促進策についても検討を進めていきます。

(3) 防災マップ等を活用した取り組みの推進

自然災害に対する備えや発生時の避難・安全性の確保等に向け、現在、中川町にて作成している、「中川町防災のしおり」、「中川町洪水ハザードマップ」、「中川町土砂災害危険箇所図」などを活用し、地震を含めた自然災害全般に関する意識啓発を継続的に進めていきます。

5-1-2 相談機能の維持

町全体の住宅等の建築物の耐震化を着実に進めるためには、町民が日常的に気軽に相談できる環境づくりが重要と考えられます。耐震診断及び耐震改修など耐震化の促進に対応するため、役場における相談機能を維持していきます。

また、耐震化に係る相談のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談などの機能についても今後検討していきます。

5-2 総合的な施策の推進

5-2-1 空き家対策の実施

町内においては空き家の発生が多くみられ、今後の人口・世帯の減少に伴い、空き家は増加していくことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、令和5年3月に策定した「中川町空き家等対策計画」との連携のもと、老朽化した空き家についての状況把握を進め、所有者への注意喚起や意識啓発、また、「中川町住み続けられるまちづくり応援条例補助金」の活用のもと、耐震性及び利活用意向がないストックについては除却を促進していきます。

5-2-2 地震に対する安全な環境づくり

中川町では、令和4年8月11日、宗谷地方北部を震源とする震度5強の地震が発生しました。幸い大きな被害はありませんでしたが、地震への備え等の重要性を改めて考えるきっかけとなったといえます。

このような経験も活かし、今後とも住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラスなどの地震対策、天井崩落対策、エレベータの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策を推進していきます。

また、地震に伴う崖崩れなどによる住宅・建築物の被害の軽減を図るため、敷地の安全対策についても進めていきます。

5-2-3 関係機関等との連携

住宅・建築物の耐震化に関する法律・方針等、また各種制度等の動向や近年の耐震技術や地震想定等の情報共有・把握に向けて、国・北海道や関連機関との密接な連携を図っていきます。また、防災訓練等の場を活用し、北総研から講師を招き出前講座を開催するなど、住宅・建築物の耐震化に向けた意識の啓発・普及促進を図っていきます。

あわせて、地域における建設関連団体等との連携も行いながら、地震に強い地域づくりに取り組んでいきます。

5-2-4 地域との連携

地域における町内会などは、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時における地震時の危険箇所の点検や、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。あわせて、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成など幅広い取り組みも必要と考えられます。

このような視点において、地震のみならず自然災害全般に対して地域との連携のもとに安全なまちづくりを進めていくために、地域との連携のもと、住宅・建築物の地震防災対策の普及に向けた検討や、必要な情報提供などを行っていきます。

第4期 中川町耐震改修促進計画

発行日：令和8年3月

発行者：中川町 建設水道課

〒098-2892

北海道中川郡中川町字中川 337 番地

TEL. 01656-7-2815（直通）